(五)　内閣総理大臣は、対応措置の実施に当たり、基本計画に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督することとした。（第二条第五項関係）

(六)　関係行政機関の長は、対応措置の実施に関し、防衛大臣に協力することとした。（第二条第六項関係）

3　定義等

(一)　この法律において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによることとした。（第三条第一項関係）

(1)　諸外国の軍隊等　国際社会の平和及び安全を脅かす事態に関し、次のいずれかの国際連合の総会又は安全保障理事会の決議が存在する場合において、当該事態に対処するための活動を行う外国の軍隊その他これに類する組織（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律に規定する国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動又は人道的な国際救援活動を行うもの及び重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律に規定する合衆国軍隊等を除く。）をいう。

イ　当該外国が当該活動を行うことを決定し、要請し、勧告し、又は認める決議

ロ　イに掲げるもののほか、当該事態が平和に対する脅威又は平和の破壊であるとの認識を示すとともに、当該事態に関連して国際連合加盟国の取組を求める決議

(2)　協力支援活動　諸外国の軍隊等に対する物品及び役務の提供であって、我が国が実施するものをいう。

(3)　捜索救助活動　諸外国の軍隊等の活動に際して行われた戦闘行為によって遭難した戦闘参加者について、その捜索又は救助を行う活動（救助した者の輸送を含む。）であって、我が国が実施するものをいう。

(二)　協力支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供（(三)の役務の提供を除く。）は、補給、輸送、修理及び整備、医療、通信、空港及び港湾業務、基地業務、宿泊、保管、施設の利用、訓練業務並びに建設とすることとした。なお、物品の提供には、武器の提供を含まないこととした。（第三条第二項関係）

(三)　捜索救助活動は、自衛隊の部隊等が実施することとした。この場合において、捜索救助活動を行う自衛隊の部隊等において、その実施に伴い、当該活動に相当する活動を行う諸外国の軍隊等の部隊に対して協力支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供は、補給、輸送、修理及び整備、医療、通信、宿泊並びに消毒とすることとした。なお、物品の提供には、武器の提供を含まないこととした。（第三条第三項関係）

4　基本計画

(一)　内閣総理大臣は、国際平和共同対処事態に際し、対応措置のいずれかを実施することが必要であると認めるときは、当該対応措置を実施すること及び当該対応措置に関する基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならないこととした。（第四条第一項関係）

(二)　基本計画には、国際平和共同対処事態に関する事態の経緯並びに国際社会の平和及び安全に与える影響、国際社会の取組の状況並びに我が国が対応措置を実施することが必要であると認められる理由のほか、対応措置の実施に関する基本的な方針等を定めることとした。（第四条第二項関係）

(三)　協力支援活動又は捜索救助活動を外国の領域で実施する場合には、当該外国（2の(四)の機関がある場合にあっては、当該機関）と協議して、実施する区域の範囲を定めることとした。（第四条第三項関係）

(四)　基本計画の変更については、(一)及び(三)と同様とすることとした。（第四条第四項関係）

5　国会への報告

内閣総理大臣は、基本計画の決定又は変更があったときはその内容を、基本計画に定める対応措置が終了したときはその結果を、遅滞なく、国会に報告しなければならないこととした。（第五条関係）

6　国会の承認

(一)　内閣総理大臣は、対応措置の実施前に、当該対応措置を実施することにつき、基本計画を添えて国会の承認を得なければならないこととした。（第六条第一項関係）

(二)　(一)により内閣総理大臣から国会の承認を求められた場合には、先議の議院にあっては内閣総理大臣が国会の承認を求めた後国会の休会中の期間を除いて七日以内に、後議の議院にあっては先議の議院から議案の送付があった後国会の休会中の期間を除いて七日以内に、それぞれ議決するよう努めなければならないこととした。（第六条第二項関係）

(三)　内閣総理大臣は、対応措置について、(一)による国会の承認を得た日から二年を経過する日を超えて引き続き当該対応措置を行おうとするときは、当該日の三〇日前の日から当該日までの間に、当該対応措置を引き続き行うことにつき、基本計画及びその時までに行った対応措置の内容を記載した報告書を添えて国会に付議して、その承認を求めなければならないこととした。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会においてその承認を求めなければならないこととした。（第六条第三項関係）

(四)　政府は、(三)の場合において不承認の議決があったときは、遅滞なく、当該対応措置を終了させなければならないこととした。（第六条第四項関係）

(五)　国会の承認を得て対応措置を継続した後、更に二年を超えて当該対応措置を引き続き行おうとする場合については、(三)及び(四)と同様とすることとした。（第六条第五項関係）

7　協力支援活動の実施

(一)　防衛大臣又はその委任を受けた者は、基本計画に従い、3の(二)の協力支援活動としての自衛隊に属する物品の提供を実施することとした。（第七条第一項関係）

(二)　防衛大臣は、基本計画に従い、3の(二)の協力支援活動としての自衛隊による役務の提供について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずることとした。（第七条第二項関係）

(三)　防衛大臣は、実施要項において、実施される必要のある役務の提供の具体的内容を考慮し、自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるように当該協力支援活動を実施する区域（以下7において「実施区域」という。）を指定することとした。（第七条第三項関係）

(四)　防衛大臣は、実施区域の全部又は一部において、自衛隊の部隊等が3の(二)の協力支援活動を円滑かつ安全に実施することが困難であると認める場合又は外国の領域で実施する当該協力支援活動についての2の(四)の同意が存在しなくなったと認める場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならないこととした。（第七条第四項関係）

(五)　3の(二)の協力支援活動のうち我が国の領域外におけるものの実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者は、当該協力支援活動を実施している場所若しくはその近傍において戦闘行為が行われるに至った場合若しくは付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予測される場合又は当該部隊等の安全を確保するため必要と認める場合には、当該協力支援活動の実施を一時休止し又は避難するなどして危険を回避しつつ、(四)による措置を待つこととした。（第七条第五項関係）

(六)　実施要項の変更（実施区域を縮小する変更を除く。）については、(二)と同様とすることとした。（第七条第六項関係）

8　捜索救助活動の実施等

(一)　防衛大臣は、基本計画に従い、捜索救助活動について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずることとした。（第八条第一項関係）

(二)　防衛大臣は、実施要項において、実施される必要のある捜索救助活動の具体的内容を考慮し、自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるように当該捜索救助活動を実施する区域（以下8において「実施区域」という。）を指定することとした。（第八条第二項関係）

(三)　捜索救助活動を実施する場合において、戦闘参加者以外の遭難者が在るときは、これを救助することとした。（第八条第三項関係）

(四)　実施区域の指定の変更及び活動の中断については、7の(四)と同様とすることとした。（第八条第四項関係）